

令和7年10月2日	
担当課	公営企業局企画管理課
所属長	古中 淳司
電 話	06-6489-7402

公租公課の滞納に係る職員の処分について

1 被処分者

公営企業局 一般職員（60歳代・男性）

2 処分内容

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分年月日

令和7年10月2日

4 処分の概要

被処分者は、令和6年度に公租公課の滞納により口頭嚴重注意を受けたにも関わらず、今般再び、公租公課を滞納した。

当該行為は本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った。

以 上